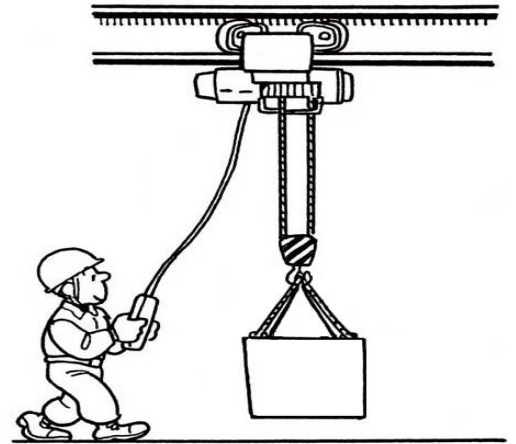


クレーン特別教育講習会のご案内

労働安全衛生法第59条により、「事業者は、危険又は有害な業務で厚生労働省が定めるものについては特別教育を行わなければならない」とされています。つり上げ荷重が5トン未満のクレーンは厚生労働省が定める危険な業務として、労働安全衛生規則第36条第15項に規定されておりその運転にあたっては、特別教育を修了したもので事業者から指名されたものが行わなければなりません。

当協会では、下記の日程で「クレーン特別教育」を予定しています。

受講ご希望の方は要領を確認のうえお申し込みください。



【講習日程】

講習日程		時間数	科目	講習会場
1日目	9:00 ~ 17:15	3H	クレーンに関する知識	(一社)日本クレーン協会 沖縄県支部 【クレーン教習所】 中城村屋宜64-8
		3H	原動機及び電気に関する知識	
		1H	関係法令	
2日目	10:00 ~ 12:05	2H	クレーン等の運転のために必要な力学に関する知識	
	午前の部 8:30~ 午後の部 13:00~	1H	クレーンの運転のための合図	
		3H	クレーンの運転	

【受講料】 会員 → 12,000円(税込) 非会員 → 13,500円(税込)

【テキスト代】 一冊 → 1,705円(税込)
②テキスト代は価格が変わる場合がありますので事前にご確認ください。

【申し込み方法】 所定の申請用紙に氏名、住所等必要事項を記入のうえ、受講料、テキスト代及び写真1葉を添え、当協会へお申し込み下さい。
(写真の大きさ たて4.0cm×よこ3.0cm)

【振込先】 沖縄銀行 牧港支店 普通預金 1225837
シヤ) ニホンクレーンキョウカイ オキナワケンシブ
一般社団法人 日本クレーン協会 沖縄県支部

【講習当日持参する物】 講習当日に筆記用具、電卓、2日目の実技の際にヘルメットが必要になります。

【お問い合わせ先】 (一社)日本クレーン協会沖縄県支部 TEL 098 (942) 3001
FAX 098 (942) 3002

(注) 遅刻、途中欠席の場合は修了証は交付できません。

【受講の一部免除】

下記の資格を持っている場合、受講の一部免除が受けられますので該当する方は当支部までお問い合わせください。

○移動式クレーン運転士免許 ○小型移動式クレーン運転技能講習修了証 ○玉掛け技能講習修了証